

## 正誤表

下記の箇所について、それぞれ訂正し、お詫びいたします。

(編集部)

① 50頁脚注5 3行目

誤 (下線部) :

て代表理事を選定することは可能である (法人登記実務 Q&A・Q13)。

正 (下線部) :

て代表理事を選定することは可能である (法人登記実務 Q&A・Q18)。

② 188頁下から4行目～3行目

誤 (下線部) :

よび損益計算書)および事業報告並びにこれらの附則明細書を作成しなければ  
(空白)

正 (下線部) :

よび損益計算書)および事業報告並びにこれらの附則明細書を作成しなければ  
ならない (整備60条2項)。

③ 329頁3行目～4行目

誤 (下線部) :

商業登記規則62条2項の適用はない (省令の解説246頁)。

また、商業登記規則62条4項について、法施行前においては、①社員総会、

正 (下線部) :

商業登記規則61条2項の適用はない (省令の解説246頁)

また、商業登記規則61条4項について、法施行前においては、①社員総会、

以上